

第66回評議員会

日時：7月15日(土)13時半～
場所：千葉市文化センター9階

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 307 号 URL 版 2017 年 6 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

憲法違反の共謀罪は許されない 憲法を守りいかすさらなるたたかいへ

安倍政権が強行採決の暴挙

6月15日早朝、自民、公明、維新の3党は、共謀罪法案について、審議を抑えこみ、委員会での採決のないままに、参議院本会議において『中間報告』という形で採決を強行しました。今回のなりふりかまわぬ強行採決は、共謀罪に対する国民の追及に加え、森友学園・加計学園問題に対する国民の批判とたたかいに、安倍政権が追い詰められた結果にほかなりません。再び日本を「戦争をする国」にさせないために、そして国民の基本的人権を守るために、多くの市民・団体と共同して、憲法を守りいかす運動を強化する必要があります。

廃案に向け県内各地で最後まで奮闘



共謀罪は許さないとアピールする

県民集会参加者＝6月10日・千葉市中央公園

憲法違反の共謀罪法案の廃案をめざす市民、労働組合、政党が6月10日千葉市中央公園で、千葉県民集会を開催しました。集会には850人が結集し、中央公園周辺を利用する多くの市民に法案の内容を訴え、廃案への理解と賛同を呼びかけました。集会に寄せられたカンパ金は20万円を

超えました。

捜査当局の勝手は許されない

快晴で日差しが肌を焼く暑い中、集会の実行委員長自由法曹団藤野善夫弁護士が「衆議院で強行採決、議論すればするほど法案の矛盾が明らかになる。政府が言うところの目的であるテロ対策が

変えられ、組織的犯罪の対象者が捜査当局の判断で自由にできる。国民を監視する体制を作り、自由な意見を言えなくする共謀罪は、何としても廃案にする」と力強く主催者あいさつをしました。

国民を監視する体制づくり

政党では、日本共産党斎藤和子衆議院議員が「法務大臣が法案の内容にまともな答弁も出来ない法律。一般人を組織的犯罪の捜査対象者にするか否かは、捜査当局が自由に決められるものだ。安倍首相の悲願である憲法 9 条を変えるために、国民の口をふさぐためではないか。国民の行動と選択が、今問われている」と国会報告。市原市民ネットワーク山本友子県議が「首相ご意向を付度、共謀罪で監視社会となることは明らかです。国民の行動を縛るものであり、子どもたちの未来のために、今こそ大人が勇気を持って行動してほしい」と討えました。新社会党千葉県本部石井俊雄副委員長が「憲法違反を推し進めている安倍政権を退陣させるための市民の共同行動も広まっている。選挙で国民の審判を下そう」と具体的提起をしました。民進党と社民党からは、激励のメッセージが届きました。



戦争法廃止、共謀罪成立反対を求め
毎週の千葉駅前宣伝

要求実現のため何としても廃案に

労働組合では、千葉労連本原康雄議長が「労働組合の要求を実現させるために共謀罪は最悪の法案だ。労働法制の問題でも過労死ラインまで働かせることを合法化させようとしている。労働組合運動を監視し、制限させる法案は断固阻止する」と決意表明しました。その他、新日本婦人の会と民主青年同盟からも決意表明がありました。

再び戦争への道を突き進ませない

共謀罪法案が成立すれば、国民の表現の自由、思想・信条の自由が侵害され、健全な民主主義が機能しなくなり、再び日本は戦争への道を突き進むこととなります。過去三度廃案にしてきた共謀罪を、今回も幅広い国民世論で廃案に追い込む、千葉県民集会アピールを参加者全員で採択し、千葉市中央公園から周辺をデモ行進しました。

怒りのエネルギーを次の選挙に

2017年6月15日、与党は参議院において、多くの国民の反対の声・疑問・批判を無視し、共謀罪法（政府がいうところのテロ等準備罪）を成立させました。

共謀の要件はいずれもあいまいであり、政府の意向に反する者への弾圧に用いることが可能になります。このことは共謀罪と類似する治安維持法が歴史において証明しています。

今回の参議院での成立手続きも国会法や議会政治を無視した杜撰なものでした。与党は共謀罪法を成立させるために、法務委員会の採決を省略しました（中間報告）。国会法において中間報告をするためには、特に緊急を要する場合でなければなりません、そのような事情は見あたりません。法律の規定を無視した独裁政治との誹りを免れません。

共謀罪法は成立してしまいましたが、私達にできることが3つあります。

第1に共謀罪法が成立したからといって萎縮はしないでください。萎縮をすれば法律を成立させた人々の思うつぼです。

第2に共謀罪法の運用をさせないようにしっかりと国民が監視をして批判の声をあげ、無力化しましょう。

第3に廃止を目指しましょう。共謀罪法が成立しても、後で廃止にすれば良いだけの話です。共謀罪成立に対する怒りのエネルギーを次の選挙に全力でぶつけましょう。

国民の不断の努力(憲法 12 条)としてこの3つを実践し、私達の手でこの国の民主主義、表現及び思想・良心の自由を守り抜きましょう!

(共謀罪成立反対千葉県連絡会事務局長・土居太郎弁護士寄稿記事)

波濤

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が公布された。天皇の退位等に関しては、いろいろな式典や手続き等を整備する必要があると思う▼しかし、これからは一般庶民がこのような式典等の話をするだけで共謀罪の対象になり得るのではないかと「今後、皇室の話は、軽々しくするものではない」というねらいがあるのだろうか▼現憲法の象徴天皇制は、皇室を身近なものと感じさせており、国民との関係は、戦争しない前提で成り立っていると思う。これは平和憲法の効果といえる。ところが「戦争する国づくり」では、現憲法の中で築いてきた皇室と国民との関係性を障害の一つとみて、排除しようとしているのではないかと。



【2面】

「市民と野党の共闘」が最重要

市民連合が政策学習会・活動交流会を開催



安倍政権の現状とこれからの展望を語る
山口二郎法政大学教授

6月11日、千葉県教育会館において『千葉県市民連合政策学習・活動交流会』が110名の参加で開催されました。

開会のあいさつに立った元山健(龍谷大学名誉教授)運営委員は「千葉県の全選挙区で市民連合が発足した。数十万の『市民と野党の共闘』への賛同者を獲得していかなければならない」と熱く語りました。

保守層も取り込む政策と運動を

記念講演は、山口二郎法政大学教授(立憲デモクラシーの会)が「政治危機と私たちの選択～憲法と民主主義を守る大結集を」と題し講演。これまでの安倍政権のでたらめさと、それに対峙して発展させてきた市民連合の到達と、今後の方向について語りました。

とりわけ、今後の市民連合の運動の具体的な方向性として「決して自公勢力が真似できない具体的な政策を

打ち出すことが重要」としたうえで、『原発ゼロ』『国民から集めた税金は、社会保障などに全部使う』『女性の人権を守る』などをあげました。

そして、新潟知事選での勝利の教訓からも、選挙で勝利するには「保守層の一部をも取り込む政策と運動が決定的に重要である」ことも強調されました。

全選挙区からの貴重な経験報告

発足総会のため 10 区は欠席しましたが、それ以外の全選挙区から活動報告を受け、交流しました。地域での集会開催や宣伝行動、平和パレードが発展し市民連合につながった教訓や、候補者選り・区の要求を反映した政策を激論をしながら関係性が強固になってきている経験等の貴重な発言が続きました。

そして、今まで野党支持ではなかった人を、賛同者として飛躍的に拡大させることが、多くの選挙区での今後の共通の課題であることも明らかになりました。

共謀罪をルール無視で強行採決するなど、ますますその凶暴性を増している安倍政権を一刻も早く退陣させるために「市民と野党の共闘」の発展こそが、最も必要で確かな道であることを再確認する貴重で重要な集会となりました。

最低賃金は時給 1500 円以上に パ臨連が千葉駅で宣伝行動



時給 1500 円以上を通行人に訴える

パート臨時のなかま・千葉連絡会は、6 月 16 日千葉駅前クリスタルドーム前で千葉県最低賃金引き上げ宣伝行動を行い、勤医労、船橋時間外保育労組、コープネットグループ労組、千葉労連から 22 名が参加しました。

地域間の賃金格差の問題、保育の現場の働き方や低賃金の実態、安倍政権が打ちだしている働き方改革が労働者にとっては『改悪』になる内容であることなどを、リレートークで訴えながらポケットティッシュを配布しました。

「どこの職場でも非正規がいなければ仕事が回らない。最低賃金を引き上げて、非正規の賃金の底上げを」「最低生計費は、どの地域でもたいして変わらない。それなのに、仕事は同じでも住んでいる地域

で賃金が違うのはおかしい。全国どこでも最低賃金 1500 円以上を実現させましょう」と訴えにも力が入りました。

千葉県の最低賃金は 7 月からの最低賃金審議会で議論され、改定額が決定します。各組織や地域で 6 月末まで取り組まれた最低賃金引き上げの要請署名は、7 月に千葉労働局に届け、千葉県内労働者の切なる願いを訴えます。

労働相談一ヶ月

～ストレスチェックと産業医面接～

Q 会社でストレスチェックがあり、産業医の面談が必要という結果通知がありました。総務に面談希望を連絡しましたが、何の連絡もないので、いつ産業医が来るのかと確認したところ、いつ来るかわからない。本社に問い合わせているとの話でした。

別の相談では、産業医面談を東京の本社で行うので、年休を取得して行くようにと言われました。

年休や自費で本社に行くのはおかしいのではというものです。

A ストレスチェック制度は、労働者のメンタル不調の未然防止のために、労働者自身のストレスへの気付きを促す目的で、50 人以上の事業場を実施を義務付けています。検査項目に記入すると、検査結果が本人に通知され、一定の要件に該当した人が申し出ると産業医の面談を受ける仕

組みになっています。

産業医制度は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において選任が義務付けられています。産業医は、少なくとも毎月 1 回（2 か月に 1 回に改悪予定）以上、作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないという仕事をしています。

問題は、産業医面談を申し出たにもかかわらず、面談が出来ないというところにありますが、制度的には「毎月 1 回以上作業場巡視」を行うという仕事をしていないところにあります。なぜ、産業医が義務付けられている仕事をしていないのかを確認する必要があります。また、東京本社で産業医面談を行うという相談も同様の問題です。産業医が作業場に来るのが原則です。したがって、面談の為にしかけて行くことを命じている場合は、出張扱いが原則と考えます。【中林】